

## 改正条文新旧対照表

## (1) 臨時の任用職員の取扱いに係る改正（互助会運営規則）

改 正	現 行
(会員の範囲) 第3条 定款第31条第3項に規定する北九州市立学校職員の範囲は、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の常勤の職員（任期の定めのない職員及び再任用職員に限る。）とする。	(会員の範囲) 第3条 定款31条に規定するとおりとする。ただし、各項における再任用職員（勤務時間が正規職員と同様の職員）を含む。

(改正日 令和元年12月3日 適用日 令和2年4月1日)

## (2) シルバーワーク助成金の創設に伴う改正（互助会運営規則、給付規程）

## ①運営規則

改 正	現 行
(権利の存続期間) 第13条 給付は、その原因である事実が会員としての資格を有する期間内に生じたものに限りこれを行う。 <u>2 前項の規定にかかわらず、年齢65歳に達した日以後における最初の3月31日に会員であった者が、その翌日から起算して1年以内に北九州市立の小学校、中学校又は特別支援学校の常勤の職員又は短時間勤務職員として勤務したときは、助成金を支給することができる。</u>	(権利の存続期間) 第13条 給付は、その原因である事実が会員としての資格を有する期間内に生じたものに限りこれを行う。
3 (略)	2 (略)

## ②給付規程

改 正	現 行
第1章 総則 (請求) 第2条 給付の請求は、 <u>それぞれ必要な書類を添えて所定の請求書により、必要な場合は所属長の証明印を受けて、理事長に提出しなければならない。</u>	第1章 総則 (請求) 第2条 給付の請求は、夫々必要な書類を添えて（給）第1号様式「給付金請求書」により、必要な場合は所属長の証明印を受けて、理事長に提出しなければならない。
第2章～第9章 略	第2章～第9章 略
第10章 シルバーワーク助成金 (支給額) <u>第22条 年齢65歳に達する日以後における最初の3月31日に会員であった者が、その翌日から起算して1年以内に北九州市立小学校、中学校及び特別支援学校の常勤の職員又は短時間勤務職員として勤務したときは、15,000円を支給する。</u>	
(添付書類) 第23条 前条の請求には、任用書の写し、委嘱書の写し又は在職を証明する書類のいずれかを添えなければならない。	
第11章 補則 (規程の改廃) 第24条 (略)	第10章 補則 (規程の改廃) 第23条 (略)

(改正日 令和2年3月13日 適用日 令和3年4月1日)